

社会福祉法人 照宝会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人照宝会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償することができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は、支給しない。

- 2 旅費規定に基づき交通費を支払うことができる。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年6月20日より施行する。